

「伝豊臣秀頼所用・紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身残欠」に関する復元的考察

長崎 巖

はじめに

2015年に本学2号館地下に建設され、東京都教育委員会より「博物館相当施設」として認定され、2016年の10月に開館した共立女子大学博物館には、本学が長年にわたって収集してきた日本と西洋の服飾品やその他の工芸品、美術品が多数収蔵されている。これらは長らく学生のための教育資料として、また教員の研究資料として幅広く活用されてきたが、本学コレクションの存在が社会に認知されるとともに、その全面的な公開が望まれていた。そうした社会的要請にこたえるためもあり、学園の創立130周年を記念して、共立女子大学博物館が新設されたのである。

収蔵品の中心をなすのは、江戸時代から昭和時代初期の女性の小袖・着物類、帯などの日本の染織・服飾資料であり、これらのほか、公家・武家・庶民の男性服飾、大名家の婚礼調度類も充実している。また西洋美術では、イタリアのデザイナー、マリアノ・フォルチュニイのドレスをはじめとする近代ヨーロッパの服飾類やアール・ヌーヴォーのガラス器、アメリカンキルトなども収蔵品に含まれている。

今回紹介する「紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身残欠」（博物館資料ID・1933）も本学コレクションの中に含まれているものではあるが、現状が引き解かれた状態であること、及び当初の全体を残さない残欠の状態であることから、本学所蔵となった後もまったく展示の機会をもたれることはなかった。また、そうした状況を反映してその存在が知られることもほとんどなく、文化財として研究に供される機会も皆無であった。

この度、2017年度に総合文化研究所の研究助成を得て「近世前期子供用服飾品の縫製・染織技法・模様構成に関する研究」（研究代表者・家政学部田中淑江教授、共同研究者・同後藤純子教授、筆者）に着手することができたことから、近世前期の小袖形子ども用衣服（註1）である本作品の復元的研究を行うことも可能になった。

表題の研究では、現存する当該期の作品を実際に調査し、その詳細を把握することが最も重要であるが、幸いにして本学博物館の所蔵品の中に、室町時代から桃山時代（註2）に制作されたと推定される小袖形子ども用衣服の残欠、「紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身残欠」があり、これを間近に観察することができた。その結果、同研究で情報を収集した同時代の他の小袖形子ども用衣服との比較から、この四つ身残欠の制作当初の様子を復元的に再現することが可能であることが分かった。

筆者は日本の染織史・服飾史を専門とするが、共同研究者である田中教授、後藤教授は、それぞれの研究室において専門分野の教育、研究に当たっているだけでなく、各人が染織品保存修復技術

者、染織品科学分析技術者でもあることから、研究当初の段階で、この四つ身残欠を修理・復元して当初の形に近づけることが可能であり、その結果、博物館での展示にも供することができるようになると考えた。

本研究において筆者は、本作品の修理を行う前に必要な、本作品の染織史的視点からの分析と当初の姿の学術的再現を担当したが、作品が修復を終えたことを受けて、さらに本作品の染織文化史的位置づけや、本作品に随伴している伝承の信憑性などについても明らかにする必要があると考えた。

以下においては、本作品の修復前の状態から類推される本作品の制作当初の姿、及びそれを類推した根拠を示すとともに、本作品（制作当初の姿）が歴史的に持っている意味などについて、明らかになったこと、推測されるところを述べる。

修復前の現状

縁を包むようにして、和紙の台紙3枚に糸で縫い留められていた（図1・2・3）。また和紙製の畳紙（図10）が付属しており、その表には、「神谷宗湛拝領／神谷家旧蔵／豊臣秀頼産衣 をくみ襟共 三枚／桃山時代美術の代表作品／神谷宗湛家由來書ニ曰ク／秀頼公御産衣、宗湛於大阪拝領被／仰付云々／笹川臨風識」と墨書されている。

平成2年（1990）に本学の所有（資産番号・Y2012044）となっているが、当初よりこの状態であった。

3枚のうち、方形をなすもの（裂1と仮称する・図1）が最も大きく、縦97.4cm、横85.2cm（縁を含む）で、縦長の裂を横に3枚縫い繋いでいた。他の2枚（図2・3）はともに縦長の台形状をなし、三角形と方形の二枚の裂を縫い繋いでいた。そのうちの1枚（裂2と仮称する・図2）は、縦90.5cm、長辺26.1、短辺15.1cm、もう1枚（裂3と仮称する・図3）は、縦92.9cm、長辺26.4、短辺12.3cmを計る。

畳紙に記された墨書の内容の信憑性についての検討は後に行うとしても、裂1を構成する3枚の裂の縦と横（幅）の長さと同様構成、また裂2・3を構成するそれぞれ2枚の裂の形状と同様の繋がり具合から、裂1・2・3は1領の子ども用衣服の残欠であることが分かる。

更に、模様注目すると、裂1では、向かって右2枚の裂の模様が破綻なく繋がっており、これらは左右後身頃に当たる部分、残りの1枚は左右いずれかの前身頃であることが分かる。また裂2・3でも、縫い合せた部分で模様が自然に繋がっており、これらがそれぞれ子供用衣服の左右の襟と裾であることが分かる。

以上の事は、現状が、当初の小袖形子ども用衣服から、両袖と左右いずれかの前身頃が欠失していることを意味するが、現存する前身頃が左裾と模様が繋がることから、これが左前身頃であることは明らかである。

修復前の状態は、練緯（註3）にしばしば見られる緯糸方向の裂損が著しく、また紅花染めに典型的な褪色（黄変）も多く見られ、早急の修復措置が求められる状況にあった。損傷と修復の工程

の詳細等については、田中・後藤論文参照。



図 1

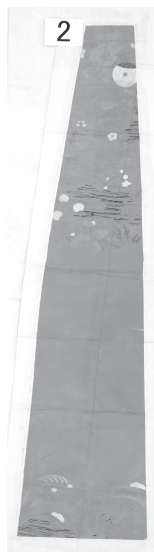


図 2

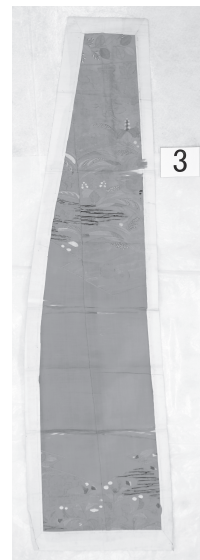


図 3

模様と加飾技法

やや淡い紅染めの練緯地を生地として、「松皮取り」(註4)による区画を肩と裾に配して、その中に刺繍と摺箔・描絵で様々なモチーフを充填するように表わしている。このような意匠構成は「肩裾」と呼ばれ、「片身替り」(註5)「段替り」(註6)とともに、桃山時代に通常の男女の小袖や能装束に幅広く見られた意匠形式である(註7)。

「片身替り」は、室町時代の絵画資料の中に描かれた男女の衣服にしばしば見られ、その出現は

「肩裾」や「段替り」よりも早いと考えられる。室町時代末期から桃山時代前期になると、「肩裾」が現われた。石川県羽咋市・永光寺所蔵の桐竹楓梅模様袷袋下包は、肩裾小袖の残欠で包を仕立てたものであるが、天文21年（1552）の墨書銘があり、泉大津市立織編館所蔵の重要文化財・松鶴亀草花模様肩裾小袖は、天正11年（1583）の墨書銘を持つ。

「肩裾」形式をとる桃山時代の小袖及び能装束の縫箔では、肩と裾の部分でさらに背縫いを境に左右半身で模様を替える「片身替り」の模様配置を取る「肩裾片身替り」ものが多いが、この作品では肩部分と裾部分とで模様を左右入れ替える「肩裾段替り」の意匠構成となっている。すなわち背面においては、左肩と右裾、右肩と左裾に同じ模様が配され、左前身頃では、左肩に背面右肩と同じ模様、左裾に背面右裾と同じ模様が配されている。

模様のひとつ（背面左肩・右裾、左前身頃裾）は、刺繍で雪持ち芦・桐紋を表わし、もうひとつ（背面右肩・左裾、左前身頃肩）は、春草・雪持ち笹・菊を表す。これらのほか、両者に共通する霞は墨の描絵、紅葉やいくつかの植物・菊・桐紋などが金摺箔と朱の描絵で表わされている。

刺繍には、渡し繡と纏い繡、押え繡が併用されている。糸渡りの長い渡し繡に押え繡を組み合わせる点や、金糸を使用しない点は、桃山時代の刺繍に共通して見られる特徴であり、また墨や朱を用いた描絵と摺箔を模様表出に用いていることも、桃山時代の小袖や能装束に見られる特徴である。

紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身の染織史的位置づけ

前述のように、本作品は右前身頃と両袖を欠失しているほか、肩山と襟山、及び左右裾の下部にも欠失が見られる。しかし練緯地が生地として用いられていること、模様構成が「肩裾段替り」の形式を取ること、用いられている技法の特徴、残欠の法量などから、桃山時代に制作された小袖形子ども用衣服と考えられる。

本作品は、稀少な桃山時代の文化財であるにもかかわらず損傷が著しく、展示に活用できないばかりでなく、このままでは今後も損傷が進行すると予想された。そこで、早急に修復措置を行う必要があると考え、田中淑江・後藤純子両教授の報告に示されているように、2017年度総合文化研究所研究助成の研究事業の一環として修復を行った。

その際、形状・仕立ての復元に当たり、同時代の染織作品を参考にしたが、以下では、類似する作品や同時代の作品との比較を通じて、この作品の当初の姿を染織史的観点から学術的に復元し、本作品の歴史的位置付けや文化史的意味について考えたいと思う。「紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身残欠」を復元修理したもの（図4・5・6・7）を、修理前の前のものと区別するため、以後「紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身」と呼ぶ。

表1は、桃山時代に制作年代が比定できる小袖形子ども用衣服（子方用能装束を含む）の法量、及び肩裾形式の縫箔作品とそれ以外の縫箔作品の法量を示したものであるが（註8）、本作品の丈と後身幅は、表中の「子ども用衣服（肩裾・縫箔）」及び「子ども用衣服（その他）」における平均値と大きくは変わらない。また前述のように、生地・意匠形式・刺繍技法の特徴も、表中の「子ど



図 4



図 5



図 6



図 7

表 1 桃山時代子ども用衣服法量表 (付・同縫箔法量表)

作品名称	所蔵者	時代・推定年代	法量							
			身丈	桁	後身幅	袖丈	袖幅			
紅縹織地草花散模様肩裾四つ身	共立女子大学博物館		103.0		27.0					
子供用衣服(肩裾・襟箔)										
白縹織地桐竹鳳凰紋声紋様肩裾縫箔	東京国立博物館	室町～桃山時代・1550年代～90年代	121.4		32.0	53.5	19.0	0.6	0.4	24.4
白縹織地草花模様肩裾縫箔	東京国立博物館	室町～桃山時代・1550年代～90年代	100.8		33.3	46.7	18.2	0.5	0.5	20.5
白縹織地春草桐模様肩裾小袖	宇良神社	室町～桃山時代・1550年代～90年代	119.0		29.3	47.0	19.6	0.7	0.4	23.7
白縹織地松鶴草花模様肩裾小袖	泉大津市立織編館	室町～桃山時代・1550年代～90年代	84.5		21.3	39.0	18.2	0.9	0.5	10.2
平均値			106.4	45.5	29.0	46.6	18.8	0.7	0.4	19.7
子供用衣服(その他)										
紅地花菱電甲鶴菱模様厚板	東京国立博物館	桃山時代・1590年代	100.0	42.2	24.3	52.9	17.1	0.7	0.5	20.0
紅地人子菱丸紋敷模様厚板	東京国立博物館	桃山時代・1590年代	109.0	49.0	26.1	56.8	20.0	0.8	0.5	32.2
紺縹織地書蒲蓮菊桐模様縫箔	松坂屋コレクション	室町～桃山時代・1550年代～90年代	103.5		27.9	53.0	19.7	0.7	0.5	13.2
紫縹織地色紙葡萄模様褶箔	東京国立博物館	桃山時代・1590年代	103.9	48.2	27.1	46.8	21.1	0.8	0.5	28.6
平均値			104.1	46.9	26.3	52.4	19.5	0.7	0.5	23.5
成人用衣服(肩裾・襟箔)										
白縹織地草花丸紋散模様肩裾縫箔	岡山・林原美術館	室町～桃山時代・1550年代～90年代	135.0		35	48.0	25.0	0.7	0.4	—
白縹織地草花模様肩裾縫箔	岡山・林原美術館	室町～桃山時代・1550年代～90年代	135.0		36.5	48.0	21.0	0.6	0.4	36.3
白縹織地雪持柳地紙散模様肩裾縫箔	東京国立博物館	室町～桃山時代・1550年代～90年代	134.0		36.5	48.2	20.5	0.6	0.4	—
白縹織地草花色紙散模様肩裾縫箔	滋賀・八幡神社	室町～桃山時代・1550年代～90年代	135.0		37.5	—	20.5	0.5	0.5	36.0
平均値								0.6	0.4	
成人用衣服(その他・襟箔)										
紅白段縹織地菊声水鳥模様縫箔	東京国立博物館	桃山時代・1570年代～90年代	130.5	58.0	35.5	47.0	21.5	0.6	0.4	—
紅白段縹織地草花短冊八橋模様縫箔	東京国立博物館	桃山時代・1570年代～90年代	137.5	59.0	37.0	53.5	22.0	0.6	0.4	—
白縹織地草花模様段片身菅小袖	京都国立博物館	桃山時代・1570年代～90年代	134.8	58.0	36.3	48.0	21.7	0.6	0.4	—
縹織地雪持声水鳥模様縫箔	林原美術館	桃山時代・1570年代～90年代	144.0	59.1	38.1	52.0	21.0	0.6	0.4	—
平均値								0.6	0.4	

※ここでも言う「衣服」は、通常の衣服と能装束の両方を含んだ広義の小袖形衣服を指す。

※ここでも言う「桃山時代」とは、文化史において慣例的に使用されている時代概念で、政治史という安土桃山時代に加え、徳川家康の死去する慶長末年までを含めたものである。

※本表所載作品はほとんどが重要文化財であるが、煩雑さを避けるため表記を省略している。

も用衣服（肩裾・縫箔）」「成人用衣服（肩裾・縫箔）」に分類した諸作品と共通している。このことから、本作品は、「室町～桃山時代・1550年代～90年代」の作とされている作品群に含まれることが分かる。

このほか、表1には示していないが、桃山時代の小袖形衣服においては、前身幅が後身幅とほぼ同寸かこれより僅かに狭い程度であるという特徴がある。本作品では、前身幅は30cmで、後身幅よりわずかに広い。しかし、江戸時代の小袖にあつては後身幅に対して前身幅がかなり狭い仕立てとなっており、その点からも、この作品が江戸時代以前に制作されたと推測される。

ただし、技法には表中の縫箔作品とは異なる特徴が見られる。表1で比較に用いた「子ども用衣服（肩裾・縫箔）」に分類されている東京国立博物館所蔵の白練緯地桐竹鳳凰桜芦模様肩裾縫箔・白練緯地草花模様肩裾縫箔、及び宇良神社所蔵の白練緯地春草桐模様肩裾小袖、泉大津市立織編館所蔵の白練緯地松鶴亀草花模様肩裾小袖、「成人用衣服（肩裾・縫箔）」に分類されている岡山・林原美術館所蔵の白練緯地草花丸紋散模様肩裾縫箔・白練緯地草花模様肩裾縫箔、東京国立博物館所蔵の白練緯地雪持柳地紙散模様肩裾縫箔、滋賀・八幡神社所蔵の白練緯地草花色紙散模様肩裾縫箔は、いずれも刺繍を衣服のほぼ全面に施し、わずかな余白部分に金や銀の摺箔をべったりと施している。これに対し本作品は、刺繍と箔を併用している点は同じでも、箔を模様を表すために使用している点、またこれら二つの加飾技法に加えて描絵も用いている点が大きく異なる。

紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身に用いられている加飾技法は、絞り染めを加飾に用いていないこと、刺繍を多用していることから、技術用語としては「辻が花」（註9）とは呼びにくいだが、刺繍以外の技法は一部の辻が花に用いられているそれに非常に近い。

辻が花の技法は、室町時代の後期に発生したと考えられており、その初期においては絞りのみで大柄な模様を表わしたものであったと推測される。その例として享禄3年（1530）の奉納銘がある萌黄平絹地藤波桶模様幡をあげることができる。やがて絞りを用いず金銀の摺箔に墨や朱の描絵を併用したもの、あるいは描絵のみで模様を表すものが現われた。享禄9年（1566）の奉納銘を持つ岐阜・白山神社所蔵の白練緯地鶉桜菊模様肩裾小袖はそうした一例である。

更に、絞り染めを主体に、描絵と摺箔をこれとほぼ同じ比率で用いた華やかなものが一般化した。天正年間（1573～92）に描かれたいくつかの肖像画にこれらを見ることができる。そして豊臣秀吉、徳川家康の活躍時期には、絞りのみで模様を繊細に表わしたものが、男性の衣服においては主流となるが、その後江戸時代を迎えて辻が花は姿を消すことになる。

いまこの作品を摺箔と描絵の技法に注目して、これらの流れに並列させて位置づけるとすると、辻が花で言えば盛期に当たる時期に該当するように思われる。その根拠として、岐阜県関市の春日大社所蔵の能装束の中に、本作品に非常に類似した技法と意匠の組み合わせで制作されている能装束（縫箔）が伝来していることを指摘したい。

紅白段練緯地菊桐山吹模様縫箔は、紅地の部分に見られる模様と、これを表すために使用されている刺繍と摺箔、描絵が本作品に非常に類似している（註10、図8・9）。一方、白地の部分に見られる模様表現は、前出、享禄9年（1566）の奉納銘を持つ白練緯地鶉桜菊模様肩裾小袖に幾分

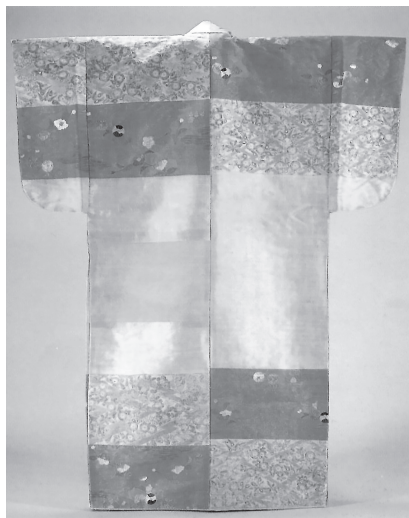


図 8



図 9

通じるものが有るが、時間的な経過も同時に感じられる。

従って、本作品も法量から設定した「室町～桃山時代・1550年代～90年代」という年代範囲から、桃山時代・1570年代～90年代へと制作年代を狭めることはできるだろう。しかし技法だけからの考察だけではまだ不十分であることは明らかであり、次に表わされている模様注目してこの作品の制作年代を考えてみたいと思う。

桐紋と菊模様について

本作品の意匠上の特徴は、「肩裾段替り」の構図をとること以外では、表わされている個々の模様（モチーフ）にあるといえる。すなわち、紅葉を含む様々な草花を表す中に桐紋と菊が配されていることである。特に桐紋は刺繍で表わされるほか、摺箔でも表わされ、いかにも紋章らしく草花の間に散らされている。一方、菊は刺繍と摺箔で表わされているが、葉や茎を添えて、一見紋章には見えず、他の模様と同様な印象を与える。

類似した表現は、刺繍ではないが同じく桃山時代の作と考えられている林原美術館所蔵・紅地菊折枝桐亀甲模様唐織に見られる。桐は本作品に表わされた桐紋に近いもので、菊が折枝の形で表現されている点でも共通している。この唐織は、豊臣秀吉に仕えた桃山時代の武将池田光政の夫人絲子所用と伝えられるが、輝政が秀吉に重用されたことから、筆者はこの小袖が秀吉からの拝領品であった可能性があると考えている。

絲子は、子の利隆を生んだ天正12年（1584）以降、病のために実家に帰ったとされているが、そうであればこの小袖はそれ以前、光政が織田信長が亡くなった天正10年（1582年）に秀吉に仕えるようになって以降の制作ということになる。

桐紋と菊紋をともに表わした衣服は秀吉に関わるものがほとんどであることに鑑みると、菊を折枝などの形で表わ

したこのふたつの作品は、それらに準じるものと考えることができる。桐紋と菊紋をともに表わした事例をいくつか示すこととする。

東京国立博物館に現在所蔵されている能装束のうち、制作年代が桃山時代と考えられているもの

の多くは旧金春家伝来の装束であり、表1中の「子ども用衣服（肩裾・縫箔）」「成人用衣服（肩裾・縫箔）」に分類されている同館所蔵の肩裾縫箔も金春家伝来である。

同館学芸員の小山弓弦氏は、金春家伝来の能装束のうち、特に唐織は、秀吉から当時の金春家当主、金春安照（1621没）に下賜されたものではないかと推論されているが（註11）、これらの中に桐紋と菊紋を配した唐織が1点見られる。それは紅白段稲妻桐菊桜樹模様唐織であるが、同模様の唐織裂が秀吉の菩提寺で、秀吉の遺品や妻のおね（北政所）に関連する遺品が伝えられている高台寺に伝来している（註12）。なお高台寺には、他にも桐菊紋を配した唐織裂が見られる。

また毛利輝元（1553～1625）が秀吉から拝領したと伝えられる（註13）山口・毛利博物館所蔵の萌黄紅片身替稲妻桐菊模様唐織も、紅白段稲妻桐菊桜樹模様唐織同様、稲妻模様の上に桐紋と菊紋を散らしている。

桃山時代当時においては、高級な生地であった唐織が大量に生産された可能性は少なく、秀吉などの限られた上層階級のためのもので、これを織ることのできる高度な技術は限られた機屋にのみ伝えられていたと考えられる。こうしたことから、桐紋と菊紋を、紋章風あるいはこれに準ずる表現で表わした唐織は、秀吉や北政所、あるいは彼らと近い関係にある人びとによって使われたと推測できる（註14）。そしてそれらと同様の模様を刺繍や摺箔で表した本作品などの染織品や服飾品も、秀吉や北政所の周辺に位置づけられると考えられる。

畳紙の墨書と作品

復元修理を経る前の本作品は、台紙に縫い付けられた3枚の裂であり、これらが和紙の畳紙に収められており、その表にはこの作品に関わる墨書が見られる。再度その墨書を示して、その内容について検討を加えることとする。

神谷宗湛拝領／神谷家旧蔵／豊臣秀頼産衣 をくみ襟共 三枚／桃山時代美術の代表作品／神谷宗湛家由来書二日ク／秀頼公御産衣、宗湛於大阪拝領被／仰付云々／笹川臨風識

これによれば、この墨書を記したのは歴史研究者であった笹川臨風（註15）。この作品に対するコメントとともに記されている内容は、この三枚の裂は豊臣秀頼の産衣であり、神谷家に伝来したもので、「神谷宗湛家由来書」には、神谷宗湛が大阪で拝領したものであると記されている、というものである。

墨書の筆跡はたどたどしく（図10）、また「神谷宗湛家由来書」からの引用部分に、「大阪」ではなく「大阪」という表記が用いられていることから、墨書に対して偽筆の疑念を持ちたくなることである。しかし、前項での考察から、本作品が秀吉と何らかの関係があるものである可能性が高いことから、畳紙の墨書は、歴史の専門家ではない誰かが、もともとあった畳紙あるいは紙片、または箱に記されていた内容を引き写したものと推測できる。そこで次に、記述の個々について検証してみることにする。

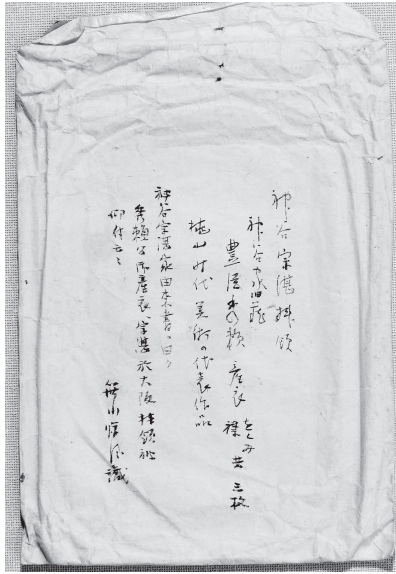


図10

まず「をくみ襟共 三枚」とあることについてであるが、本作品は残欠3枚が現に存在しており、記述通りである。また「豊臣秀頼産衣」とあることについては、現品は四つ身であり、通常、和裁用語としての「四つ身」は、「身丈の4倍の長さで袖以外の身頃を裁って仕立てた着物で、4、5歳から10歳前後の子供が着る」とされていることからすると、「産衣」とあるのは誤りである。しかし一般にこれぐらいの大きさの小袖形子ども用衣服を広義に「うぶぎ」と呼ぶこともあるから、必ずしも畳紙に包まれていた内容物と一致しないわけでもない。また「神谷宗湛家由来書ニ曰ク」として同書に「秀頼公御産衣」とあることからの、原文をそのまま引用しているとも解釈できる。

ところで、墨書で最も重要な記述は、「秀頼公御産衣」が「宗湛於大阪拝領被／仰付云々」とある部分である。事

実であれば、本作品の制作年代がさらに絞り込める可能性を含んでいるからである。

豊臣秀頼は、文禄2年（1593）、秀吉の側室であった茶々（淀殿）の第二子として、秀吉57歳の時に大坂城で誕生した。文禄4年（1595）7月、秀次が自刃し、秀頼の秀吉の継嗣としての地位が確定した。秀吉はこのとき秀頼に忠誠を誓約する起請文を作成し、大名達に血判署名させた。伏見城が建設され、文禄3年（1594）に秀吉が居城をここに移すと秀頼もこれに従い、以後ここに住んだ。

伏見城は三度築城され、伏見指月に建設された最初の伏見城は、文禄元年（1592）8月に豊臣秀吉の隠居後の住まいとするため建設が始まった。指月に築かれた伏見城は文禄3年（1594）に秀吉が入城し、更にその2年後の文禄5年（1596）に完成したが、その直後に慶長伏見地震によって倒壊した。このため、指月から1km離れた木幡山に新たな城が築き直されることになり、翌慶長2年（1597）に完成したが、秀吉はその1年後の慶長3年（1598）に城内で没した。秀吉の死後、その遺言によって豊臣秀頼は伏見城から大坂城に移り、代わって五大老筆頭の徳川家康がこの城に入り政務をとった。

宗湛が本作品を拝領したと記されていることについて、これが「産衣」ではなく「四つ身」と称すべきものであることと、大坂城で拝領したということにまずは注目したい。

秀頼が大坂城にいた時期は、誕生した文禄2年から直後の3年にかけてと、慶長3年以降である。しかし本作品の復元丈が103cmと四つ身丈であることからすると、誕生直後にこれを着たとは考えられないことから、拝領時期は慶長3年（1598）以降であると推測される。

一方、神屋（神谷）宗湛（1551～1635）は、桃山時代から江戸時代前期にかけて活躍した博多商人、茶人である。「神谷」と記されることもあるが、正しくは「神屋」。天正10年（1582）、同じ

博多豪商の島井宗室とともに上洛し、安土城で織田信長に謁見した。信長の保護を得ることで、豪商としての地位をさらに極めようとしたと思われるが、同年6月に本能寺の変で信長が死去すると、天正14年（1586）には、再度上洛して畿内の諸大名や堺の大商人・津田宗及らと親交を深めた。また同年、大徳寺にて出家し、宗湛と号した。

天正15年（1587）、豊臣秀吉に謁見した時には、居並ぶ堺や大和の豪商らの中で最上席に座ることを許された。以後、「筑紫の坊主」と呼ばれ、秀吉に気に入られ、豪商としての特権を与えられて、博多商人の第一人者として栄華を極めた。

「太閤町割」と呼ばれる博多復興事業では、大きな役割を果たし、また秀吉の九州平定の際には資金面で援助している。文禄元年（1592）から始まった朝鮮出兵においては後方兵站の補給役を務めており、特にこれ以降、秀吉の信任が厚かったと考えられる。文禄4年（1595）秀吉は諸大名に、秀頼に忠誠を誓約する起請文に血判署名させているから、これ以降、宗湛に秀頼ゆかりの衣服を与えて、秀頼にも自分同様奉公することを求めたのであろうことは十分推測できる。

四つ身が、通常4～5歳から10歳くらいの子供が着用する衣服であることからすれば、文禄2年（1593）生まれの秀頼は慶長3（1598）年には6歳であり、宗湛に下賜されたのがこの時期だとすれば、衣服の大きさと合致する。

ところで、笹川臨風が、当時すでに残欠となっていたこの四つ身が、神屋宗湛が秀吉から拝領したものであるということの根拠にしている「神谷宗湛家由来書」は、実在した資料と考えられるものの、現在は所在不明となっている。ただ、福岡大学で教鞭をとった歴史研究者川添昭二氏によるその写しが福岡大学図書館にあるという情報があったため、筆者もこれを実見するため現地へ赴いて閲覧を試みたが、残念ながらその写しの存在を確認できなかった。紛失あるいは亡失したのかもしれない。

しかし前述のように、墨書の内容は本作品と照らし合わせて不自然なものではなく、十分信憑性を持ったものと言える。おそらく歴史学者である笹川臨風は、「神谷宗湛家由来書」あるいはその写しを見て、墨書の内容に当たることを畳紙などに記したが、後にそのオリジナルが損傷あるいは別置されるような状況が生じ、現在の畳紙に墨書が転記されたのであろう。

ところで、すでに見たように、笹川臨風が墨書の内容を記した時には、この四つ身が現状の形になっていたことは間違いないが（註16）、本作品の一部と考えられる残欠が別に個人所蔵となっていることが、幸運にも本研究の過程で分かった。それは小さな1枚の裂片であるが、本作品の右衿と模様がぴったりと繋がることから、欠失している右前身頃の一部であると考えられる。

辻が花裂や縫箔裂が再評価され、旧呉服屋系のデパートや繊維業界、及び画家などが、デザインソースや時代考証の資料として、これらを盛んに収集したのが昭和初期である。この頃旧家などから出てきた小袖や裂は、広義の研究目的で収集されたため、こうした企業や個人によって分けあわれることが多かったのである。紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身においても同様のことが起こったのではないだろうか。

むすび

紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身は、付属する畳紙に記されている通り、天正15年（1587）頃から豊臣秀吉の愛顧を受けるようになった神屋宗湛が、慶長3年頃に秀頼（実際には淀殿）から拝領したものと考えられる。文禄5年（1596）、5歳の時に秀頼が上洛し、豊臣朝臣藤吉郎秀頼と称するようになったことを元服と考えれば、この前後から、諸大名や豪商たちに、自分同様、秀頼に対しても奉公を尽くすよう、秀吉が様々な方法でこれを求めたであろうことは十分うなずかれる。

『宗湛日記』は、宗湛自身による天正15年12月から慶長18年に至る茶会記を中心とする日記であるが、その中に、宗湛が秀吉だけでなく、秀吉の正室、おね（北政所）や秀頼とも交流があり、振舞いを受けた際に、小袖などを拝領したことが記されている。例えば慶長元年（1596）3月23日の条には、「廿三日朝 上京一條 御城にて、／一北政所様 御振舞 宗湛一人／臺藏主 御相伴也、コノ時、白アヤ小袖一ツ被下也」とあるほか、慶長2年3月13日の条には、「一石山御城ニテ、大坂にて、／西三月十三日晝／一秀頼様 御食被下候、／其時、白アヤ御小袖一重拝領仕候也、」と記されているのがそれである。

慶長2年時点で秀頼は5歳であったが、元服を行ない豊臣秀頼と名乗ようになったため、以後は、主君として臣下に対して主従の証として様々な品を下賜することができるようになったと考えられる。また、特別な関係にある者に対して、着用していた衣服や着用している衣服を下賜したであろうことは、以下のような理由によって大いにあり得る。

それは、戦乱期でもあった桃山時代における、衣服の下賜（拝領）に対する価値観と深く結びついている。下賜される品については、一般に、下賜した人物が実際に着用した衣服（いわゆる「お袖通し」）、あるいは本人が着用するために整えられた衣服が最も貴重視され、下賜用またはストックとして用意されていた衣服がこれに続くと考えられる。また、下賜品は、下賜した人物の肌に近い衣服ほど貴重視され、「お肌つき」すなわち、肌に直に触れた可能性の高い下着やこれに近い性格をもつものが、特に大切にされた。

その点では、小袖類の内でも肌着や下着はそうした性格を強く持つものであるが、紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身が、秀頼が元服前後に実際に着用していた衣服であるとすれば、そば近く仕える家臣またはこれに類する人物にとって、これを下賜されることは、「今後も身近で奉公を頼む」という強いメッセージを受け取ることであり、非常に名誉に感じたと思像できる。

秀頼が文禄5年（1596年）に元服したことは間違いないようであるが、その月日については諸説ある（註17）。しかし『宗湛日記』に、当日秀頼に食事を供され、小袖を拝領した旨が記されている慶長2年3月13日には、秀頼はすでに元服している。もとより秀頼はその時6歳であり、自らそのようなことを思いつくわけもないことから、これは淀殿の配慮で行われたと推測される。

従って、紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身が、誰から、いつ宗湛に下賜されたかについては正確な時期を知ることはできないが、上に示したような豊臣家の歴史的経緯と、衣服の下賜に関する当時の考え方からすれば、元服して豊臣秀頼と名乗るようになったことに伴い、経済的に頼みとする神屋宗湛に秀頼への協力を期待して、「お袖通し」で「お肌つき」の性格をも兼ね備えたこの四つ身

を下賜したと考えられる。

なお、紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身自体については、修復を通じて復元されたその丈が約103cmであることから、着用者は10才前後の子供と推測されるが、秀頼が大坂城に入った慶長3年(1598)以降、関が原の戦いで西軍が敗北する慶長5年(1600)までに下賜したと考えるのが妥当であろう。そしてこれは、淀殿もしくは秀頼周辺の人物の発案によって行われたのであろう。

ところで、これに近い丈と後身幅を測る子ども用の小袖形衣服が、松坂屋コレクションに見られる。紺練緯地菖蒲蓮菊桐模様縫箔(表1参照)は、丈103.5cm、後身幅27.9cmで、後身幅27.7cmの紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身に非常に近い法量を示している。

この縫箔では、模様はすべて刺繍で表され、菖蒲と蓬を大きく表し、間地に菊紋を散らす。菊紋は一つ一つが2色または3色に色分けされており、その表現は紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身に見られるそれに類似している。襟の裏地に「金春して」の墨書があり、一時能のシテ方である金春家に所蔵されていたことがわかるが、背中央と両胸の3か所に桐紋を同じく刺繍で表しており、これも豊臣秀吉に関わる人物の所用になるものと考えられ、四つ身であることから、これも秀頼所用であった可能性が高い。

秀吉が特に金春流を最眞にし、金春安照に前出、紅白段稲妻桐菊桜樹模様唐織などの、当時としては希少な唐織の能装束を下賜したと考えられていることから、紺練緯地菖蒲蓮菊桐模様縫箔も同様の経緯で金春家に下賜されたと推測される。しかもこれは子ども用小袖形衣服であり、かつ桐紋と菊紋を配している点で、子方用能装束として制作されたとは考えられず、当初から秀頼の四つ身であったと考えるべきものと思われる。

このことから、法量もこれに近い値を示している紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身も、秀頼所用、あるいはそのために制作されたもののひとつであると推論できるのである。

以上の事から、畳紙の墨書は信憑性があると言えるが、墨書が現状に至っている経緯は以下のようなものであったと推測できる。前にもその可能性を示したように、笹川臨風自身が「神谷宗湛家由来書」そのものを見たか、あるいは紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身に付属していた書付等の付属物を見たかして、まず当初の畳紙に墨書を記した。そしていつの時期かに、誰時かがこれを更に書き写したのが、現在の畳紙である。

註1 本論文中で「子ども用衣服」という言葉を使うが、ここで言う「衣服」とは、通常の上着と能装束の両方を含んだ広義の子ども用の衣服である。

註2 ここで言う「桃山時代」とは、文化史において慣例的に使用されている時代概念で、政治史でいう安土桃山時代に加え、徳川家康の死去する慶長末年までを含めてひとつの文化期とするものである。

註3 経糸に生糸、緯糸に練糸を用いた平地の絹織物。室町時代後期から江戸時代初期にかけて衣服を中心に多用された。

註4 近世においては、「鳥取り」「湊取り」のように、模様を配するための区画の形を名称に取り込んで、「○○取

り」と称した。

註5 衣服の半身ずつを区切って別の模様を配したものの。

註6 衣服全体にわたって複数の段及びブロックを設定したものの。

註7 能が芸能として完成された室町時代から桃山時代までは、装束に通常の衣服を流用したり、また専用の装束を使う場合であっても、それらは通常の衣服と大きく変わるものではなかった。特に形状が日常の衣服である小袖と同じである「小袖もの」にあつては、その意匠に小袖意匠の影響を受けやすかったと考えられる。

註8 本文及び表に記載されている作品はほとんどが重要文化財であるが、煩雑さを避けるため表記を省略している。

註9 辻が花は「辻が花染」とも呼ばれ、縫い締め絞りを中心に、描絵や摺箔などを部分的に併用して模様を表す染織技法をいう。練緯に施されることが多い。

註10 関市・春日神社には、室町時代から桃山時代の作として重要文化財に指定されている能装束が多数所蔵されている。本作品は、技法が紅練緯地草花霞模様肩裾四つ身と類似するだけでなく、意匠構成においてもこれと同じ「肩裾段替り」となっている。

註11 小山弓弦葉「初期唐織に関する考察 -金春座伝来能装束を中心に-」『ミュージアム』585号、平成15年、東京国立博物館。

註12 高台寺は、高台院が夫である豊臣秀吉（1535-98）の冥福を祈り、また自らの菩提所として慶長11年（1606）に建立したが、高台院自身は寛永元年（1624）9月6日、77歳で世を去っている。この作品を含めて、桃山時代から江戸時代初期の作と考えられる打数は10枚が伝えられている。

註13 正徳2年（1712）刊『陰徳太平記』によれば、輝元は天正16年（1588）に上洛し、7月24日聚楽第で秀吉に謁見し、羽柴と豊臣の姓を許され、桐紋を拝領している。

註14 林原美術館所蔵の紅白段格子枝垂柳菊折枝桐模様唐織も、模様中に桐紋と菊の折枝を配している。この唐織が池田家に伝来した経緯については不詳であるが、他の唐織同様、秀吉からの拝領が想定される。同館蔵・紅地菊折枝桐亀甲模様唐織と同じく池田輝政と秀吉との前述の関係から拝領に至った可能性が高い。

註15 1870～1949年。明治大学、東洋大学の教授をつとめ、美術史研究でも第一人者と見られていたが、1934年、肉筆浮世絵の大規模な偽造事件、春峯庵事件で、偽作の推薦文を書いたため、詐欺の共犯容疑で警察に勾留された。

註16 3点の残欠裂が縫い付けられている台紙が墨書が記された当初から付属していたかどうかは明らかではない。台紙は明らかに裂を保護する目的で添えられており、笹川臨風が存命中にこのような文化財保存的措置がこうじられたかどうか、疑問が残るところである。

註17 秀頼の元服については、文禄5年9月という説や5月13日とする説、12月17日とする説などがあるが、文禄5年10月27日慶長に改元しているのので、慶長元年の12月17日ということにもなる。また慶長2年9月元服という説もある。